

Title	日本のFTA/EPAの経済効果：現時点での事後評価
Sub Title	Impacts of Japanese FTA/EPAs : preliminary post evaluation
Author	安藤, 光代(Ando, Mitsuyo)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.50, No.5 (2007. 12) ,p.67- 84
JaLC DOI	
Abstract	<p>近年急増する自由貿易協定（FTA）の経済効果については、日本のFTAを含め、従来からCGE モデルシミュレーション分析等による事前評価が数多くなされてきた。しかし、ここ数年のFTA締結に向けた日本の積極的な動きを鑑みれば、既存のFTAの経済効果を事後的に把握し、将来のFTA 締結への政策的含意を得ることが重要である。本論文では、日本の経済連携協定（EPA）の経済効果について、初期段階の効果ではあるものの、実質的な関税削減効果の詳細な分析やグラビティ・モデル推計などを通じて事後的に評価し、今後のFTA/EPAの設計における政策的含意を議論した。</p> <p>日墨EPAについては、遅ればせながらFTAの波に乗る第一歩を踏み出したという意味で一定の存在意義があっただろうが、実質的な関税削減は少なく、直接的な貿易自由化の効果はかなり限定的である。一方、日本にとって初めて農業分野での実質的な貿易自由化を伴った日墨EPAについては、輸出や投資の面で一定の効果が認められるが、現時点で直接的な貿易自由化の効果が顕著なのは完成車の輸出においてである。また、EPAによって設置されたビジネス環境整備委員会での二国間協議を通じたメキシコのビジネス環境の改善やメキシコの政府調達における日本企業の参加など、貿易自由化以外の面でも一定の効果が認められる。</p> <p>今後の日本のFTAの設計において、特にMFN 関税の高い国との協定では、EPA 関税とMFN関税の逆転など段階的な関税削減の弊害を考慮すべきである。また、MFN 関税と同様、農業分野の一部の品目を中心に複雑な関税体系が採用される傾向にあるが、よりシンプルでかつ自由化水準の高いEPAが望ましい。そして、とりわけ日本企業の進出が盛んな国との協定では、日墨EPAでのビジネス環境整備委員会のようなチャンネルを活用し、貿易自由化以外の側面も柔軟に盛り込んでいくべきである。</p>
Notes	商学部創立50周年記念 = Commemorating the fiftieth anniversary of the faculty 50周年記念論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20071200-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20071200-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日本の FTA/EPA の経済効果：現時点での事後評価\*

安藤 光代\*

### <要 約>

近年急増する自由貿易協定 (FTA) の経済効果については、日本の FTA を含め、従来から CGE モデルシミュレーション分析等による事前評価が数多くなされてきた。しかし、ここ数年の FTA 締結に向けた日本の積極的な動きを鑑みれば、既存の FTA の経済効果を事後的に把握し、将来の FTA 締結への政策的含意を得ることが重要である。本論文では、日本の経済連携協定 (EPA) の経済効果について、初期段階の効果ではあるものの、実質的な関税削減効果の詳細な分析やグラビティ・モデル推計などを通じて事後的に評価し、今後の FTA/EPA の設計における政策的含意を議論した。

日墨 EPA については、遅ればせながら FTA の波に乗る第一歩を踏み出したという意味で一定の存在意義があっただろうが、実質的な関税削減は少なく、直接的な貿易自由化の効果はかなり限定的である。一方、日本にとって初めて農業分野での実質的な貿易自由化を伴った日墨 EPA については、輸出や投資の面で一定の効果が認められるが、現時点で直接的な貿易自由化の効果が顕著なのは完成車の輸出においてである。また、EPA によって設置されたビジネス環境整備委員会での二国間協議を通じたメキシコのビジネス環境の改善やメキシコの政府調達における日本企業の参加など、貿易自由化以外の面でも一定の効果が認められる。

今後の日本の FTA の設計において、特に MFN 関税の高い国との協定では、EPA 関税と MFN 関税の逆転など段階的な関税削減の弊害を考慮すべきである。また、MFN 関税と同様、農業分野の一部の品目を中心に複雑な関税体系が採用される傾向にあるが、よりシンプルでかつ自由化水準の高い EPA が望ましい。そして、とりわけ日本企業の進出が盛んな国との協定では、日墨 EPA でのビジネス環境整備委員会のようなチャンネルを活用し、貿易自由化以外の側面も柔軟に盛り込んでいくべきである。

### <キーワード>

FTA の経済効果, 事後評価, 日墨 EPA, 日墨 EPA, 貿易自由化, 地域主義, 農業保護, グラビティ・モデル, 関税の逆転現象

\* 本論文は、Ando (2007) をもとに、加筆・修正を施したものである。

\* 慶應義塾大学商学部専任講師。E-mail: m-ando@fbc.keio.ac.jp

## 1. はじめに

近年の国際貿易の世界は自由貿易協定 (FTA) / 地域貿易協定 (RTA) の締結ブームの最中にある。2007年3月時点で世界貿易機関 (WTO) へ通知された RTA の数は396にのぼり、そのうち194が発効済みである。しかも、これらの多くは1990年代後半以降に形成されたものである。加盟国のみならず非加盟国にも大きな経済的影響をもたらしうる FTA には、近年、貿易の自由化以外にも、投資の自由化、貿易・投資円滑化、政府調達、人の移動など WTO で対象とされていない (あるいは十分にカバーされていない) 分野も盛り込まれる傾向にある。その分、FTA の経済効果もより一層大きくなると考えられ、事前的な評価もさることながら事後的な評価の必要性が高まっている。<sup>1)</sup>

日本もこの世界の潮流の例外ではなく、遅ればせながらも、FTA 締結への動きを加速させている。表1は2007年8月時点での日本の FTA 締結交渉の進捗状況をまとめたものである。日本はシンガポール (2002年11月発効)、メキシコ (2005年4月)、マレーシア (2006年7月) との経済連携協定 (EPA) が発効済み、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの EPA が署名済みである。アセアン全体との包括的経済連携協定 (CEP) もほぼ大筋合意に至り、交渉中断中の韓国他、GCC (湾岸協力理事会)、インド、ベトナム、オーストラリア、スイスとも交渉中である。

表1 日本の FTA 締結交渉の進捗状況 (2007年8月末現在)

相手国	交渉開始	大筋合意	署名	発効
シンガポール	2001/11		2002/1	2002/11
メキシコ	02/11	2004/3	04/9	05/4
マレーシア	04/1	05/5	05/12	06/7
フィリピン	04/2	04/11	06/9	
チリ	06/2	06/9	07/3	
タイ	04/2	05/9	07/4	
ブルネイ	06/6	06/12	07/6	
インドネシア	05/7	06/11	07/8	
アセアン全体	05/4	(07/5)		
GCC	06/9			
インド	07/1			
ベトナム	07/2			
オーストラリア	07/4			
スイス	07/5			
(韓国)	03/12			

1) 締結後10年を超える北米自由貿易協定 (NAFTA) については、その経済効果を分析した様々な研究がある。例えば、Hufbauer and Schott (1992, 1993) は締結前に予想される効果を、Krueger (1999, 2000) は初期時点での事後的な効果を、Fukao, Okubo, and Stern (2003) は NAFTA の貿易転換効果を、そして Hufbauer and Schott (2005) は発効後10年後の分野ごとの事後的な効果を分析している。

日本の FTA/RTA の効果については、協定発効後間もないため分析に必要なデータが十分にそろわない、あるいはそもそも未締結であるという理由から、計算可能な一般均衡 (CGE) モデル等を用いたシミュレーションによる事前的な分析ばかりが数多くされてきた。<sup>2) 3)</sup>しかし、ここ数年の FTA/EPA 締結に向けた日本の積極的な動きを鑑みれば、既存の日本の EPA の経済効果を事後的に把握すること、さらには将来の FTA/EPA 締結に向けた政策的含意を得ることが重要である。<sup>4)</sup>本論文では、初期段階の効果ではあるものの、日本の EPA の経済効果について事後的な評価を試み、今後締結されるであろう FTA/EPA の設計において何が重要であるかを議論する。ただし、協定発効後の期間のデータの入手可能性を考慮し、本論文では日星 EPA と日墨 EPA に焦点をあてるものとする。

以下では、第 2 節において、EPA 相手国との貿易・直接投資パターンと EPA による貿易自由化の効果を分析する。具体的には、第 2. 2 項で日本の対シンガポール、対メキシコの貿易・直接投資パターンの概要を把握し、それらの EPA との関係を探る。続く第 2. 3 項では、対メキシコ貿易と EPA との関係について商品レベルでの詳細な分析を行い、EPA による貿易自由化の効果を評価する。さらに、第 2. 3 項では、グラビティ・モデル推計を用いて 2 つの EPA の効果を定量的に検証する。<sup>5)</sup>最後に、第 3 節において、日墨 EPA の貿易自由化以外の側面での効果について議論し、第 4 節で本論文を締めくくる。

## 2. 貿易・直接投資パターンと EPA

### 2. 1 概要

日本の対シンガポール貿易は拡大する傾向にある (表 2 A)。しかし、増加しているからと言って、EPA による貿易自由化の直接的な効果だと即断するわけにはいかない。<sup>6)</sup>EPA による実質的な関税削減の程度を確認するため、EPA と WTO における無税譲許関税品目 (無税を約束した品目) 数を比較してみよう。表 2 B が示すように、両国ともに、WTO で無税を約束した品目数より EPA で無税を約束した品目数の方が多く、一見 EPA による関税削減の効果が期待できそうに見える。例えば、WTO / EPA での無税譲許品目数は、シンガポール側の全産業で 974 / 5,859、日本側の農林水産業 (2,277 品目中) で 428 / 486 である。しかし、EPA で新たに無税が約束された品目には、WTO で無税が約束されていないものの、実際に使われている最恵国待遇 (MFN) 関税がすでに無税である品目が多く含まれる。新たに無税が約束されたのは先の産業においてシンガポール側でわずか 4 (=5,859-974-4,881) 品目、日本側では 0 (=486-428-58) 品目と少なく、<sup>7)</sup>

2) 日本を含む東アジア FTA の経済効果を分析した研究のサーベイについては、Ando and Urata (2007) を参照して欲しい。

3) FTA による貿易自由化という視点ではないが、Sazamani, Urata, and Kawai (1995) や片岡・久野 (2003) は、部分均衡モデルの分析枠組みで日本の貿易保護のコストを推計している。

4) 久野・木村 (2007) は、関税品目数にもとづいて、日本の EPA における貿易自由化の評価を行っている。

5) グラビティ・モデルを用いた RTA の分析については、Frankel (1997) や Rauch (1999) を参照のこと。

6) GATT/WTO 第 24 条と日星 EPA の関係については、Kimura and Ando (2002) が詳細な議論を展開している。

表2 日本とシンガポールの貿易および EPA

A) 日本の対シンガポール貿易		(単位：10億 US \$)				
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	
輸出	14,709	14,191	14,847	17,988	18,436	
輸入	5,383	5,011	5,435	6,292	6,695	

## B) 日星 EPA における関税削減

	関税 品目数	貿易比率	WTO での 無税譲許品目		EPA での無税譲許品目		追加的な 無税譲許 品目数： MFN 関税 との比較
			品目数	貿易比率	品目数	貿易比率	
日本の対シンガポール輸入 (合計)	9,023	100.0%	3,087	84.2%	6,938	93.8%	
- 農林水産品	2,277	4.8%	428	6.6%	486	6.9%	0
- 鉱工業品	6,746	95.2%	2,659	88.2%	6,452	98.2%	
日本の対シンガポール輸出 (合計)	5,859	100.0%	974	58.8%	5,859	100.0%	4

出所：UN Comtrade および Ando (2007)。

EPA による実質的な貿易自由化はかなり限定的である。以上の理由から、対シンガポール貿易の増加は EPA による関税削減の直接的な効果とは考えがたい。<sup>8)</sup>

日本の対メキシコ貿易については、貿易統計を分析する際に考慮すべき2つの特徴がある。第1に、アメリカ経由の貿易がその大部分を占めている。そのため、日本の対メキシコ輸出の分析には、アメリカ経由の貿易を含むメキシコの対日輸入を使うのが望ましい。C.i.f. と f.o.b. の調整をしないざっくりとした数字で言えば、2005年のメキシコの対日輸入の42%がアメリカ経由である。<sup>9)</sup> 第2に、メキシコへの輸出の多くは、(メキシコ側から見て)メキシコでの輸出品製造に使われる部品・中間財の一時的な輸入を示すマキラドーラ輸入あるいはその他の一時輸入である。メキシコの消費者向けは、2005年のメキシコへの輸出の4割弱にとどまっている。

このような特徴を有する日本の対メキシコ貿易は、EPA 締結後、輸出を中心に増加している(表3)<sup>10)</sup>。とりわけ電気機械、輸送機器、精密機械の輸出の伸びがこの時期の輸出拡大に大きく寄与しており、2006年の輸出額は、電気機械産業で2001年の1.6倍、輸送機器産業で3.8倍、精密機械産業で4.2倍である。

7) さらに、シンガポールからの主要輸入農産品はカカオバター、カカオパウダー、チョコレート、その他カカオを含む食料品などであるが、これらの品目は、MFN 関税がすでに無税となっているか、EPA において関税削減の対象外とされている。

8) 日本側の鉱工業品については、即時関税撤廃品目がほとんどであるが、石油化学10品目が段階的関税撤廃の対象に、また石油関連製品、石油化学製品、皮革製品などを含む294品目が関税削減の対象外とされている。

9) 輸入統計が原産地ベースであるのに対し、輸出統計は仕向地ベースである。

10) 2006年のメキシコの産業別対日輸入については、本論文の執筆時点で1月分から10月分までしか入手できなかったため、2006年の10月までの産業別輸入比率と2006年の総輸入を用いて推計した。

表 3 日本の対メキシコ貿易

(単位：100万 US\$)

HS	産業名	輸出					輸入						
		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
01-05	動物製品	0.8	0.4	0.5	0.6	1.6	0.9	228.9	244.4	241.7	283.7	324.3	324.7
06-14	植物製品	1.5	1.2	0.5	0.5	0.8	1.7	150.7	133.6	154.7	179.1	178.7	176.9
15	動物性・植物性油脂	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	2.0	2.0	1.3	3.3	3.2	4.0
16-24	食料製造品	3.4	4.2	3.4	3.9	4.5	6.3	40.9	41.0	34.9	47.4	40.9	49.4
25-27	鉱物性生産品	13.3	51.3	21.2	24.7	25.3	70.2	383.3	272.1	250.7	312.2	453.6	479.4
28-38	化学工業製品	245.9	331.7	270.1	282.6	301.0	327.7	119.6	84.3	100.5	96.3	70.3	72.5
39-40	プラスチック・ゴム	337.9	357.1	421.1	472.1	526.3	586.8	30.1	5.3	6.1	7.4	10.4	12.5
41-43	皮革・毛皮製品	3.0	4.0	3.4	0.8	0.3	0.4	2.2	1.6	2.1	2.0	2.7	3.4
44-46	木材・木製品	3.0	3.4	3.5	1.3	0.3	0.3	1.3	0.8	0.9	0.7	1.1	0.8
47-49	製紙原料・紙製品	47.3	69.8	64.6	44.8	65.7	35.3	2.7	4.0	4.9	4.7	4.0	2.3
50-63	繊維製品	30.2	27.5	27.2	28.6	33.4	46.1	33.5	26.9	25.1	25.1	30.2	33.8
64-67	履き物・傘	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	1.3	2.2	1.0	1.4	5.2	5.0
68-70	鉱物製品類	42.8	87.7	78.6	85.7	173.9	184.2	2.4	2.1	2.6	2.0	1.8	1.4
71	宝石・貴金属	2.0	2.8	1.2	2.3	3.0	23.1	50.7	49.2	48.7	88.9	63.0	152.5
72-83	卑金属製品	652.2	664.5	640.4	843.2	951.1	1,142.6	5.7	14.4	10.6	42.7	29.6	43.5
84	一般機械	1,574.3	1,662.3	1,393.4	2,050.5	2,102.1	2,356.5	372.7	383.0	226.5	206.1	285.5	335.3
85	電気機械	3,863.8	4,359.6	3,099.9	4,359.2	5,606.7	6,193.5	228.6	221.5	243.6	284.5	308.5	293.8
86-89	輸送機器	670.0	859.0	921.1	1,316.8	1,842.6	2,525.2	249.0	224.0	241.0	227.9	276.3	287.6
90-92	精密機械	314.6	329.9	397.1	801.0	1,111.7	1,332.4	64.1	48.9	75.5	179.7	226.1	290.3
94-96	その他製造業品	46.6	56.4	47.9	52.1	59.0	64.4	8.7	22.4	94.9	154.2	189.9	207.7
その他	その他	232.4	475.4	199.2	211.7	267.9	396.0	28.4	15.9	14.8	22.7	30.0	43.3
	合計	8,085.2	9,348.5	7,594.6	10,583.0	13,077.8	15,294.0	2,006.6	1,799.7	1,782.2	2,172.0	2,535.2	2,819.9

出所：2001年から2005年については UN comtrade を、2006年については World Trade Analyzer と、財務省とメキシコ政府のウェブサイトの情報にもとづく筆者の推計値をもとに筆者作成。

注：輸出については、アメリカ経由分を考慮するためメキシコの対日輸入を用いている。2006年の産業別輸出の推計値については、Ando (2007) を参照のこと。

表 4 日本の対メキシコ投資：国際収支表ベース

(単位：億円)

産業	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年				2006年				
	合計	合計	合計	合計	Q1	Q2	Q3	Q4	合計	Q1	Q2	Q3	小計
製造業 (合計)					-231	-119.97	-157	-114	-621	-128	-165	-102	-395
食料品					0.01	0.01	0.04	n.a.	0.06	2	n.a.	n.a.	n.a.
繊維					-102	.	.	.	-102	.	.	.	.
化学・医薬					-10	n.a.	-0.20	-1	-12	-3	-57	2	-12
鉄・非鉄・金属					2	2	1	26	31	n.a.	n.a.	-12	n.a.
一般機械					-3	-22	-32	-11	-67	n.a.	n.a.	-6	n.a.
電気機械					-1	-8	-10	-1	-20	-5	-1	0.3	-6
輸送機器					-110	-101	-116	-114	-441	-107	-84	-85	-277
精密機械					.	.	.	.	.	.	.	.	.
非製造業 (合計)					22	-38	-38	-13	-66	-6	-51	-27	-84
農林水産					.	.	.	.	.	.	.	.	.
鉱業					n.a.	-0.07	-0.06	-0.05	-0.2	-2	n.a.	n.a.	n.a.
卸売・小売					17	n.a.	-28	-2	-13	3	-10	3	-4
金融・保険					.	.	-0.2	-0.7	-0.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
サービス					-2	-15	-7	-10	-35	n.a.	-7	n.a.	n.a.
4 半期合計					-209	-158	-194	-127		-134	-216	-129	
小計 (Q1 - Q3)	24	324	-308	-14					-561				-479
合計 (Q1 - Q4)	-3	-298	-428	-200					-688				

出所：日本銀行ウェブサイトから入手できる国際収支表をもとに筆者作成。

注："n.a." は 1 件または 2 件の直接投資があること、"." は直接投資がないことを意味する。また、製造業 (合計) と非製造業 (合計) には、それぞれこの表で明記されていない産業も含まれている。



表4は国際収支表ベースでの日本のメキシコ純投資を示している。ここでは負の値であれば当該期間にメキシコ投資が行われたことになる。この値にはアメリカの日系子会社によるメキシコ投資が含まれていないものの、2005年と2006年において、輸送機器産業を中心とした大規模投資の存在が確認できよう。EPA調印後のメキシコ投資には、i) 完成車生産の拡大、ii) EPAでの完成車の無税輸入割当導入に対応した、現地生産していない日系自動車メーカーによる販売拠点の設立、あるいはiii) アメリカ市場での需要が拡大しているフラット画面液晶テレビの生産の拡大のいずれかに関連したものが多い。

興味深いことに、日墨EPAの場合にも、投資に対するアナウンスメント効果が確認できる。報道および各社プレスリリースをもとにJETRO(2006b)がまとめた情報によれば、EPA調印後かつ発効前にメキシコへの投資を表明した日本企業は少なくない。しかも、表4が示すように、EPA発効直前の2005年1月から3月にかけて多くの直接投資が行われている。FTAの大筋合意や調印の時期と発効の時期が大きくずれていたNAFTAのケースほどではないものの、EPAの投資に対するアナウンスメント効果は存在したと考えられる。

## 2.2 日本の対メキシコ貿易とEPA：商品レベルでの分析

### 対メキシコ輸出

日本の対メキシコ主要輸出産業は、電気機械や輸送機器を中心とした機械製品である(表3)。表5では、2005年の輸出比率の順に並べたHS4桁レベルでの主要輸出品目について、2004年から2006年の輸出比率、2004年の貿易額を基準とした貿易指標、2006年1月時点でのEPA関税を含むメキシコの関税率を併記している。これを見ると、主な輸出品目は電気電子や輸送機器関連の部品・中間財と完成車であり、これらの輸出が急増していることがわかるだろう。ただし、部品・中間財については、MFN関税やPROSECという国内生産促進制度のもとで一部の品目に適用される特惠関税がすでに無税あるいはほぼ無税であった品目が多い<sup>11)12)</sup>。したがって、これらの輸出の拡大は、EPAによる追加的な関税削減というよりは、アメリカ市場でのフラット画面テレビの需要拡大(HS8529やHS9013の部品・中間財)、メキシコ市場での購買力上昇、輸送機器の現地生産拡大などに伴う結果であろう。

完成車(HS8703とHS8704)については、EPAによる関税削減の直接的な効果が大きい。完成車の輸入に対してメキシコは50%という高いMFN関税を課す一方で、現地進出メーカーには前年生産台数の1割相当分を無税で輸入できる無税輸入割当を与えている(表6)。これに加え、EPAによって、日系自動車メーカーは現地生産の有無に関係なく、前年のメキシコでの販売台数の5%相当分を無税で輸入できる追加的な無税輸入割当を獲得した。その結果、割当分は現地

11) PROSECは22の製造業において国内生産を促進するために導入された制度であり、国内生産者が22産業の中の指定品目を輸入した場合に適用されるPROSEC関税は、MFN関税よりも低く、通常0%から3%である。

12) たとえPROSEC指定品目であっても、修理のために輸入される部品・中間財に対してPROSEC関税を適用することはできない。そのため、EPA関税の特惠マージンが大きい部品・中間財の中にはEPA関税が貿易拡大に寄与したケースもある。詳しくは、JETRO(2006b)あるいはAndo(2007)を参照のこと。

表5 日本の対メキシコ主要輸出品目とメキシコの関税率

HS	商品名	輸出総額に占める割合			貿易指数 (2004年=100)		各 HS 4 桁分類の主要品目の関税率 (2006年1月)		
		2004年	2005年	2006年	2005年	2006年	MFN	PROSEC	EPA
8529	テレビ・ラジオ専用部品	5.59	10.77	14.00	238	362	0%	0%	0%
8703	乗用車	6.83	7.68	7.33	139	155	50%	対象外	0% / 20-30% (関税割当)
8542	集積回路	7.59	6.13	5.18	100	99	0%	0%	0%
8708	自動車部品	4.03	4.64	7.57	142	271	10%, 15%	0%, 3%	0%, 11.7%, 14.4%, 16.2%
9013	液晶デバイス、レーザー等	2.63	4.52	5.29	213	291	0%	0%	0%
8532	コンデンサー	3.46	3.80	2.53	136	105	0%, 10%, 15%	0%	11.7%, 16.2%
8536	電気回路開閉・保護・接続用機器	3.29	3.67	3.40	138	149	10%	0%	9%, 11.7%
8473	コンピュータ事務機器部品	3.11	3.03	2.67	120	124	0%	0%	0%
8541	半導体デバイス	2.64	2.78	2.76	130	151	0%	0%	0%
8507	蓄電池	2.11	2.32	1.70	136	117	0%	0%	0%
8479	機械類(固有機能あり)	3.80	1.83	1.88	60	72	0%, 10%	0%	0%
7210	メッキ・フラットロール鉄鋼製品	2.20	1.83	1.68	103	110	0%, 14%	0%, 3%	0%, 18%, 25%
8471	コンピュータ、同ユニット	2.29	1.61	0.95	87	60	0%	0%	0%
8525	送信機器	1.70	1.53	1.08	111	92	0%	0%	0%
3926	その他のプラスチック製品	1.75	1.47	1.29	104	107	15%, 20%	0%	14.4%, 16.2%, 18.4%
8504	トランスフォーマー	1.17	1.32	1.15	140	142	0%, 10%, 15%, 20%	0%	0%, 11.7%, 14.4%, 16.2%
8704	貨物自動車	1.11	1.24	1.13	137	147	50%, 中古車には従量税	対象外	0% / 20-30% (関税割当), 中古車対象外
8523	録音等記憶媒体	1.22	1.15	0.98	116	116	0%	0%	0%
8538	電気電子回路機器部品	0.99	1.07	0.91	134	133	10%	0%	0%, 11.7%
8409	エンジン部品	1.05	1.08	0.82	127	112	10%	0%	0%, 10.4%, 11.7%
8533	電気抵抗器	0.90	0.97	0.95	134	153	10%	0%	0%, 11.7%
8502	発電機	0.01	0.85	0.04	7829	410	0%, 10%, 20%	0%	0%, 11.7%, 20.7%
7225	その他の合金鋼フラットロール製品	0.75	0.83	1.26	136	241	0%, 9%	0%, 3%	0%, 13%, 18%
9031	測定・検査用機器	0.71	0.83	0.75	144	152	0%	0%	0%
	合計	100.00	100.00	100.00	124	145			

出所：2001年から2005年については UN comtrade を、2006については Word Trade Analyzer と、メキシコ政府のウェブサイトの情報にもとづく筆者の推計値を、関税率については JETRO 通商弘報をもとに筆者作成。

表6 メキシコにおける完成車の無税輸入割当

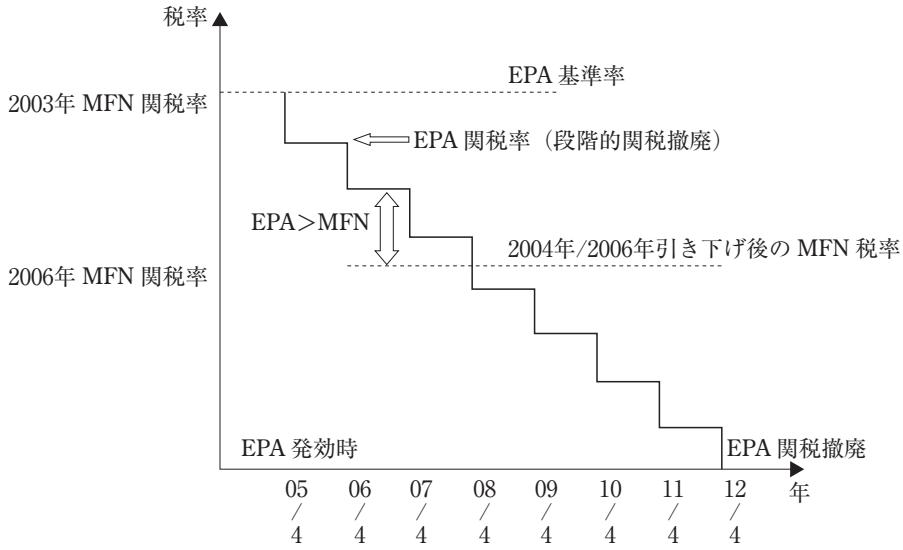
自動車メーカー	現地生産メーカー向け無税割当		EPA での無税割当	
	2005年	2006年	2005年度	2006年度
小計：現地生産あり	58,218	65,305	46,599	45,270
日産	27,218	29,305	23,718	23,029
ホンダ	5,000	9,000	8,900	8,652
トヨタ	16,000	17,000	6,664	6,487
三菱自動車	10,000	10,000	7,317	7,102
小計：現地生産なし	0	0	8,240	11,315
マツダ	0	0	3,340	5,502
スズキ	0	0	3,000	4,092
いすゞ	0	0	1,900	1,221
スバル	0	0	0	500
合計	58,218	65,305	54,839	56,585

出所：JETRO 提供資料。

注：三菱自動車は現地生産していないが、系列のダイムラークライスラーの現地生産メーカー向け割当の一部を利用している。



図1 メキシコにおける関税逆転の例



出所：表7をもとに筆者作成。

表7 メキシコにおける品目カテゴリーごとの関税の逆転状況

EPAで関税が撤廃される年	EPA 基準税率	MFN 関税 (2007年 1月)	MFN 関税より EPA 関税が低くなる年	EPAで関税が撤廃される年	EPA 基準税率	MFN 関税 (2007年 1月)	MFN 関税より EPA 関税が低くなる年
2008年	18	10	2006年	2012年	13	7	2008年
2009年	10	7	2006年		18	10	2008年
	13	7	2007年	2014年	10	7	2007年
	15	10	2006年		10	9	2005年
	18	10	2007年		13	7	2009年
	20	7	2008年		13	9	2008年
	23	15	2006年		15	9	2008年
	30	20	2006年		15	10	2008年
2010年	18	10	2007年		18	10	2009年
	18	15	2005年		23	15	2008年
	23	20	2005年		30	20	2007年
	30	20	2006年	2015年	7	5	2015年
2011年	13	50	2005年		13	7	2015年
	20	50	2005年		18	5	2015年
	23	50	2005年		18	10	2015年
	30	50	2005年				

出所：JETRO 資料および Ando (2007) をもとに筆者作成。

進出メーカーと比べて小さいものの、現地生産していない一部の日系メーカーも無税輸入枠を活用できるようになった。通常50%の関税がかかるところを、無税で輸出できる枠の拡大を通じて貿易が可能となる効果は大きい。また、EPAの無税輸入割当は、現地生産せず新たに当該枠を獲得した日系メーカーによる販売子会社の設立を誘発するなど、投資面での効果ももたしている。さらに、EPAのもとで割当外関税も段階的に引き下げられ、2011年の4月1日には撤廃されることになっており、さらなる輸出拡大の効果が期待される。

一般に、EPA関税がMFN関税より低くその差が大きいほど、すなわち特惠マージンが大きいほど、EPAによる貿易自由化の効果は大きくなる。ところが、特惠的であるはずのEPA関税がMFN関税を超えてしまうこともある。メキシコはその典型であり、段階的な関税撤廃品目の一部（2007年1月時点では鉱工業品の約半分）で関税率が逆転している。EPA関税率は、段階的な関税撤廃の場合、交渉時のMFN関税率を基準とし、そこから徐々に削減されていく。メキシコの基準税率が2003年のMFN関税率である一方で、メキシコは2004年12月（9,366品目）と2006年9月（6,089品目）にMFN関税を引き下げた（図1）。その結果、相対的に高くなってしまった基準税率から段階的に削減されるEPA関税率がMFN関税率を上回るような品目が出てきてしまったのである（表5と表7）。

EPAで即座に関税を撤廃するならば生じえないこの問題は、段階的な関税撤廃品目において、MFN関税が高く、引き下げの可能性が高いほど、起きる確率も高くなる。<sup>13)</sup> 段階的な関税撤廃は、関税率の上限を保証するというプラスの側面を持つものの、EPA関税を利用する際の混乱を招きやすく、EPAによる貿易自由化の効果を先延ばしにしてしまう。<sup>14)</sup> EPAによる貿易自由化の効果を期待するならば、段階的に関税を撤廃せざるを得ないとしても、少しでもその撤廃期限を短くし、活用しやすいEPA関税を設定すべきである。

以上をまとめると、現時点でのEPAによる輸出への直接的な効果は、完成車に限られているようである。今後、とりわけ関税の逆転現象が解消した後、他の品目を含めたさらなる輸出への効果が期待できよう。

### 対メキシコ輸入

日本の対メキシコ輸入の主要産業は農水産業（表3のHS01-24）と、塩（HS2501）や価格高騰のモリブデン鉱（HS2613）を含む鉱物生産品産業（HS25-27）であり、それぞれ2006年の対メキシコ輸入総額の20%と17%を占めている。<sup>15)</sup> 農水産品の主要品目について輸入額、輸入比率、EPA関税を含む日本の関税を併記した表8を見ると、農水産品に対するEPA関税には、i) ある

13) 関税率の逆転問題は、日馬EPAやタイ・中FTAなどでも存在する。

14) インド・星CECA（包括的経済協力協定）では、インド側の例外品目が6割程度と多いものの、段階的な関税削減品目については、基本税率を輸入時のMFN関税とし、その基本税率に対する削減率が徐々に高くなるような関税が適用されるため、関税の逆転問題は生じない。

15) ただし、2005年と2006年の鉱物製品比率の著しい上昇は、国際市場での鉱物資源への需要の増加を反映してモリブデン鉱の国際価格が急増したことによるところが大きい。2005年のモリブデン鉱の輸入価格は2004年の2.4倍である。

表8 日本の対メキシコ農水産品輸入：主要品目とその関税体系

品目	2004年			2005年			2006年			関税			
	額(10億円)	対農水産品輸入比率	(対輸入総額比率)	額(10億円)	対農水産品輸入比率	(対輸入総額比率)	額(10億円)	対農水産品輸入比率	(対輸入総額比率)	WTO	特惠	暫定	EPA
合計	234.8		(100.00)	279.9		(100.00)	328.1		(100.00)				
農水産品合計(HS01-HS24)	55.5	100.00	(23.64)	60.4	100.00	(21.58)	64.6	100.00	(19.67)				
豚肉	19.9	35.87	(8.48)	19.9	32.89	(7.10)	22.4	34.66	(6.83)				
豚肉(生鮮、冷蔵、冷凍) <sup>1)</sup>	0.6	1.12	(0.26)	0.4	0.62	(0.13)	1.6	2.48	(0.49)	(482円/kg)		*	**
2)	19.1	34.47	(8.15)	19.2	31.71	(6.84)	20.2	31.33	(6.17)	(4.3%)		4.3%	2.2%/4.3% <sup>iii)</sup>
豚肉内臓	0.0	0.02	(0.01)	0.0	0.01	(0.00)	0.0	0.04	(0.01)	8.50%	4.3% / *無税		4.3%
調製豚肉(ハム、ベーコンなど) <sup>3)</sup>	0.0	0.01	(0.00)	0.0	0.02	(0.00)	0.0	0.00	(0.00)	(8.5%)		8.5%	4.3%/8.5% <sup>iii)</sup>
調製豚肉(ハム、ベーコンなど以外)	0.1	0.20	(0.05)	0.1	0.25	(0.05)	0.4	0.57	(0.11)	20%			対象外
調製豚肉(水煮)	0.0	0.04	(0.01)	0.2	0.28	(0.06)	0.2	0.25	(0.05)	無税			無税
牛肉	1.7	3.03	(0.72)	6.4	10.59	(2.29)	5.2	8.12	(1.60)				
牛肉(生鮮、冷蔵、冷凍)	1.4	2.47	(0.58)	5.4	8.97	(1.94)	4.1	6.31	(1.24)	(50%)		38.5%	0%~ / 50% <sup>iii)</sup>
舌・肝臓	0.3	0.57	(0.13)	1.0	1.62	(0.35)	1.2	1.81	(0.36)	12.8%			0%~ / 12.8% <sup>iii)</sup>
アボガド	6.2	11.09	(2.62)	6.4	10.55	(2.28)	6.8	10.56	(2.08)	3%	*無税		無税
まぐろ	6.1	10.99	(2.60)	6.4	10.53	(2.27)	6.1	9.44	(1.86)				
みなみまぐろ	6.1	10.99	(2.60)	6.3	10.42	(2.25)	5.4	8.39	(1.65)	3.5%			対象外
きはだまぐろ	0.0	0.02	(0.00)	0.1	0.11	(0.02)	0.2	0.24	(0.05)	3.5%			無税 <sup>iv)</sup>
メロン	3.4	6.05	(1.43)	2.8	4.70	(1.02)	2.6	4.04	(0.79)	6%			6%から6回 <sup>v)</sup>
コーヒー	1.6	2.85	(0.67)	1.9	3.10	(0.67)	1.0	1.60	(0.32)				
焙煎豆以外	1.6	2.81	(0.66)	1.8	3.05	(0.66)	1.0	1.49	(0.29)	無税			無税
焙煎豆	0.0	0.04	(0.01)	0.0	0.04	(0.01)	0.1	0.11	(0.02)	12%	10% / *無税		10%から4回 <sup>v)</sup>
カボチャ	1.8	3.29	(0.78)	1.8	2.94	(0.63)	2.6	4.05	(0.80)	3%	*無税		無税
アルコール飲料	1.6	2.97	(0.70)	1.7	2.79	(0.60)	2.0	3.17	(0.62)				
ビール	0.8	1.37	(0.32)	0.8	1.33	(0.29)	1.0	1.61	(0.32)	無税	無税25.2円 / l		無税
蒸留アルコール(アルコール飲料製造用以外)	0.8	1.47	(0.35)	0.8	1.34	(0.29)	1.0	1.50	(0.29)	16%	*無税		対象外 <sup>vi)</sup>
リキュール	0.1	0.13	(0.03)	0.1	0.12	(0.03)	0.0	0.06	(0.01)	126yen/l			無税
アスパラガス	1.5	2.69	(0.64)	1.6	2.58	(0.56)	1.5	2.34	(0.46)	3%	*無税		無税
マンゴ	1.0	1.87	(0.44)	1.3	2.22	(0.48)	1.6	2.48	(0.49)	3%	無税		無税
ライム	0.9	1.66	(0.39)	0.9	1.54	(0.33)	1.0	1.61	(0.32)				無税
いわし	0.4	0.74	(0.17)	0.8	1.25	(0.27)	0.4	0.56	(0.11)				***
冷凍えび	0.6	1.01	(0.24)	0.7	1.13	(0.24)	0.8	1.23	(0.24)	1%	*無税		無税
グレープフルーツ(スクロース10%以上の加糖を含まず、ブリックス値が20以上のもの)	0.0	0.00	(0.00)	0.3	0.58	(0.12)	0.2	0.34	(0.07)	25.5%			25.5%から8回 <sup>v)</sup>
冷凍オレンジジュース(スクロース10%以上の加糖を含まないもの)	0.2	0.37	(0.09)	0.3	0.51	(0.11)	0.4	0.55	(0.11)	25.5%			12.75% / 25.5% <sup>vii)</sup>

出所：2004年と2006年の貿易についてはUN Comtradeを、関税を含むその他の情報についてはAndo and Kimura (2006)をもとに筆者作成。

注：\*無税は発展途上国からの輸入に対して無税を意味する。

1) 課税価格が1kgにつき、部分肉にかかる従量税適用限度価格(53.53円)を超え、分岐点価格(524円)以下のもの。

2) 課税価格が1kgにつき、部分肉にかかる分岐点価格(524円)を超えるもの。

3) 課税価格が1kgにつき、豚肉加工品にかかる分岐点価格(897.59円)を超えるもの。

\*\* 1kgにつき部分肉にかかる基準輸入価格(535.53円)と課税価格との差額。

\*\* 割当枠内関税は、1kgにつき部分肉にかかる基準輸入価格(535.53円)と課税価格との差額。

\*\*\* MFN 実行関税率が3%以上には3%かMFN 実行関税率に0.8%をかけた税率のいずれか高い方、MFN 実行関税率が3%を下回る場合には要協議。

i) 割当枠内関税は2.2%、枠外関税は4.3%。すべての種類の豚肉をあわせた輸入割当枠は、EPA発効後1年目が38,000トン、2年目が53,000トン、3年目が65,000トン、4年目が74,000トン、5年目が80,000トン。

ii) 割当枠内関税は4.3%、枠外関税は8.5%。すべての種類の豚肉をあわせた輸入割当枠についてはi)の記述を参照。

iii) 市場開拓という名目での1年目と2年目の割当枠内(10トン)関税は無税、割当枠外関税は50%か12.8%。3年目から5年目の割当枠内関税は2003年度はしめ時点でのMFN 実行関税率の9割を超えないという条件で、EPA発効後2年目の間に協議。割当枠は3年目が3,000トン、4年目が4,000トン、5年目が6,000トン。

iv) 養殖の場合には要協議。

v) 基準税率(6%/10%/25.5%)から6回/4回/8回かけて毎年段階的に撤廃。

vi) テキセラ等は除く。

vii) 割当枠内関税はMFN 関税の半分。関税割当枠(HS200911, 200912, 200919の合計)は、1年目が4000、2年目が4,250、3年目が5,100、4年目が5,950、5年目が6,500、6年目からは割当枠も含め関税率を協議。

一定量までは MFN 関税の半分という低税率を、超過分には高税率を課す関税割当の導入、ii) 3年から10年かけての段階的な関税撤廃、iii) 3%あるいは3.5%の関税の撤廃、iv) 関税撤廃・削減の対象としない例外品目の設定という特性が見受けられる。つまり、農産品についても EPA 交渉を通じて一定の貿易自由化が進んでいる。しかし、例外品目に加え、差額関税、特惠関税、季節関税、輸入関税割当等を多用するなど、MFN 関税の複雑な保護構造を EPA 関税にも温存する形となっている<sup>16)</sup>。もし EPA 関税利用のための行政費用が物理的・時間的に高く、特惠マージンが小さいのであれば、実際の EPA 関税の活用はかなり少なくなるだろう。

2005年に輸入が著しく拡大した農水産品は牛肉である。日本は確かに EPA 発効後1年目と2年目に市場開拓という名目で10トンまで無税で輸入できる無税輸入関税割当を牛肉に導入した。しかし、無税枠は少なく、割当枠を超える輸入についてはその部位に応じて50%か12.8%の関税が賦課されること、さらには狂牛病の問題でアメリカからの牛肉輸入が禁止された時期であることを考え合わせると、この時期の牛肉輸入の急増は、無税輸入割当の効果というよりは、アメリカ牛肉の代替市場の一つとしてメキシコからの輸入も増えたと見なす方が妥当である。

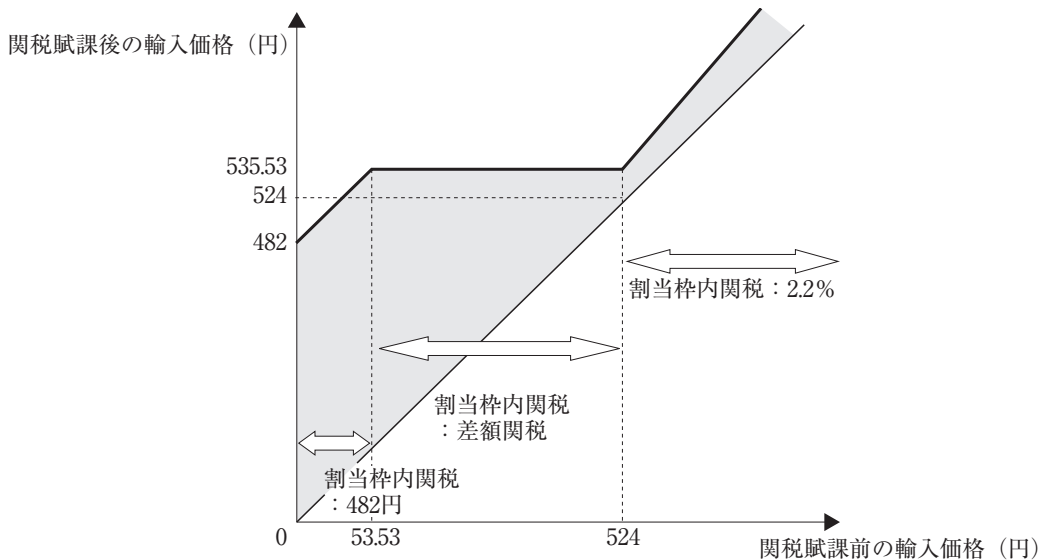
日本の対メキシコ農産品輸入品目の中で最も輸入が多いのが豚肉である。表8が示すように、一部の生鮮、冷蔵、冷凍豚肉や一部の調整豚肉の輸入は、2005年には増加していないが2006年にかけて増加している。日本は EPA で豚肉に対し差額関税と従価税を組み合わせた輸入関税割当を導入した。すべての種類の豚肉をあわせた輸入割当枠は、EPA 発効後1年目が38,000トン、2年目が53,000トン、3年目が65,000トン、4年目が74,000トン、5年目が80,000トンである。例えば、生鮮、冷蔵、冷凍豚肉に対する割当枠内の関税は、輸入関税課税前の1キロあたりの輸入価格に応じて3つの課税方法をとると非常に複雑な体系になっているが、図示すると図2の斜線部分に相当する。具体的には、課税前の1キロあたり輸入価格が53.53円以下であれば482円、それより高く535.53円を1.022で割って得られる524円より低ければ535.53円と輸入価格との差額、そして524円より高ければ、輸入価格の2.2%が関税となる。一方、ハム、ベーコンなどを除く一部の調整豚肉については、輸入は増加しているものの、EPA の自由化例外品目扱いになっており、MFN 関税が適応されている。したがって、メキシコからの豚肉輸入の増加は、部分的には MFN 関税より低い税率が適応される輸入割当を導入した結果とも言えるが、その増加の全てを EPA による関税削減の効果だとは解釈しがたい。

その他輸入増加が認められる農産品には、アボガド（2004年の62億円から2005年の64億円、2006年の68億円）、マンゴ（2004年の10億円から2005年の13億円、2006年の16億円）、冷凍したえび（2004年の6億円から2005年の7億円、2006年の8億円）などが含まれる。これらの EPA 関税は確かに無税になったものの、もともと MFN 関税は1%から3%程度であり、その特惠マージンは為替レートの変動に吸収されうるほど小さいことを考え合わせると、これらのメキシコからの輸入増はある種のアナウンスメント効果だと解釈した方が良さそうである。

冷凍オレンジジュースもまた、2004年の2億円から2005年の3億円、2006年の4億円へと輸入

16) 発効済み、大筋合意、交渉過程の日本の EPA における農業保護の特性については、Ando and Kimura (2007) を参照のこと。

図2 生鮮、冷蔵、冷凍豚肉1キロ当たり輸入価格（輸入割当枠内）：関税賦課前と賦課後



注：グレーの部分はEPAでの輸入関税割当枠内の関税を表している。

が増加した品目である。ただし、冷凍オレンジジュースの場合、MFN関税の低いアボガド、マンゴ、冷凍えびなどとは異なり、25%と高いMFN関税の半分、つまり12.75%が割当枠内のEPA関税となる。言い換えれば、特惠マージンが12.75%と大きい。したがって、この品目における輸入の増加はMFN関税の半減という輸入割当の導入によるところが大きいと考えられる。<sup>17)</sup>

現時点でのEPAによる輸入への直接的な効果については、アボガドやマンゴのような一部の果物や野菜の輸入においてある種のアナウンスメント効果が存在したようである。また、MFN関税の半分の割当枠内の関税とする輸入関税割当の導入については、ごく一部の生鮮、冷蔵、冷凍豚肉や冷凍オレンジジュースなどにおいてその関税削減効果が認められる程度である。

### 2.3 日本の対シンガポール、対メキシコ貿易とEPA：グラビティ・モデル推計

本項では、グラビティ・モデル推計を用いて、距離、経済の規模、所得格差など基本的な経済条件や経済関係を考慮した上で、日本のEPA相手国との貿易におけるEPAの効果を定量的に分析する。そのために、まず日本の貿易についてグラビティ・モデル推計を行い、そのグラビティ・モデル推計から予想される貿易額である理論値と貿易の実測値との乖離幅を検証する。乖離分にはEPAの影響以外の要因も当然含まれているかもしれないが、ここでは、EPAの実施前と後との乖離分の差に着目して、EPAの効果の有無を見ることとする。経済条件や経済関係から説明される日本の各国との貿易の理論的な水準を求めるために、日本との貿易関係が極端に希薄な国を省き、さらに2001年から2005年までのデータをプールして分析を行う<sup>18)</sup>。本分析の推計式は次

17) 革靴や女性用綿ズボンなどは、EPAで無税輸入割当が導入され、実際に2005年に輸入が増加した例である。ただし、割当外の関税率は革靴で21.6%から30%、女性用綿ズボンで9.1%から10%と高い。



の通りである。

$$\ln(\text{Trade}_i^t) = \beta_0 + \beta_1 \ln(\text{Dist}_i) + \beta_2 \ln(\text{GDP}_i^t) + \beta_3 \ln(\text{GDPPCgap}_i^t) + \varepsilon$$

ここで、 $\text{Trade}_i^t$  は  $t$  年における日本の国との（実質）貿易額、 $\text{Dist}_i$  は日本と  $i$  国との距離、 $\text{GDP}_i^t$  は  $t$  年における  $i$  国の実質 GDP、 $\text{GDPPCgap}_i^t$  は  $t$  年における日本と  $i$  国との実質所得格差（実質ひとり当たり GDP の差）の絶対値である。また、輸出と輸入への影響を区別するため、グラビティ・モデル推計は輸出と輸入それぞれについて行う。貿易データは UN COMTRADE (online) から入手した。また、名目貿易額を実質化するためのデフレーター（代理変数としてアメリカの卸売価格指数を用いており、この卸売価格指数と実質 GDP および実質ひとり当たり GDP については World Development Indicators 2006 (online) から、距離のデータについては CEPII のウェブサイトから入手した。

表9は日本の貿易についてのグラビティ・モデル推計の結果を表したものである。これらの結果は、日本から相手国への距離が近いほど、相手国の経済規模が大きいほど、所得水準が似通っているほど、貿易が多いことを示唆している。表10は日本の対シンガポール貿易、対メキシコ貿易の実測値（実質化したもの）と理論値の乖離幅について、乖離額（実測値マイナス理論値）と乖離度（乖離額を理論値で割ったもの）で表したものである。EPAの発効前と発効後の乖離幅を比較するため、EPA発効（調印）のタイミングを考慮し、シンガポールについては2001年から2005年まで、メキシコについては2001年から2006年までの乖離幅を求めた。なお、2006年の日本の対メキシコ輸出の乖離幅については、メキシコの対日輸入と c.i.f と f.o.b の調整のための代理変数として1.05を用いて計測した。さらに、2006年の実質 GDP や実質ひとり当たり GDP はまだ入手できないため、World Economic Outlook Database 2006 (online) から得られる2006年の現地通貨ベースでの名目 GDP の推計値、2006年の現地通貨ベースでの GDP デフレーター（2000年を基準として計算し直したもの）、そして為替レート（2000年を基準とした現地通貨ベースの GDP と US ドル表示の GDP を使って計算したもの）を用いてその推計値を求めた。

シンガポールについては、表2Aが示すように輸出、輸入ともに増加しており、それらの実測値は理論値より遙かに大きい。しかし、その乖離幅をみると、EPA発効前と発効後とであまり大きな差が認められない。言い換えれば、対シンガポール貿易の拡大は、基本的な経済条件によって説明できる範囲のものである。したがって、本分析からも、日星 EPA による貿易への直接的な効果は小さいと示唆される。

メキシコについては、とりわけ輸出において、乖離額と乖離度がプラスであり、2005年以降その値は急増している。実際の輸出額は、理論値より2005年において76億ドル、2006年に93億ドル多く、それぞれ理論値の3.6倍、4.1倍である。一方、輸入においては、2006年時点でも依然として乖離額や乖離度はマイナスである。しかし、その絶対値は減少傾向にあり、実測値が理論値に収束しつつある。これらの結果から、基本的な経済条件や経済環境を考慮した上でも、とりわけ

18) サンプルの詳細については、Ando (2007) を参照して欲しい。なお、サンプルに含まれる国を絞る基準を変えても結果にはほとんど影響がなかったことを付け加えておく。

表9 日本の輸出と輸入：グラビティ・モデル推計（2001年—2005年）

	輸出	輸入
定数	14.40*** (8.61)	11.74*** (5.92)
距離 (log)	-1.15*** (-10.57)	-1.11*** (-8.93)
GDP (log)	0.72*** (24.69)	0.80*** (22.55)
所得格差 (log) (一人当たり GDP の差の絶対値)	-0.15* (-1.91)	-0.14* (-1.67)
サンプル数	456	421
修正 R2	0.680	0.666

出所：筆者推計。

注：\*\*\*, \*\*, \*はそれぞれ有意水準 1%, 5%, 10%で統計的に有意であることを示している。カッコ内の数値はt値である。

表10 二国間貿易の実測値と理論値との乖離

	シンガポール				メキシコ			
	輸出		輸入		輸出		輸入	
	実質乖離額 (100万 US \$)	乖離度	実質乖離額 (100万 US \$)	乖離度	実質乖離額 (100万 US \$)	乖離度	実質乖離額 (100万 US \$)	乖離度
2001年	12,713	6.87	3,932	2.81	4,906	1.80	-473	-0.19
2002年	12,415	6.47	3,607	2.48	6,256	2.29	-660	-0.27
2003年	12,313	6.27	3,735	2.51	4,195	1.52	-788	-0.31
2004年	14,252	6.79	4,114	2.56	6,332	2.24	-600	-0.23
2005年	13,297	6.06	3,940	2.34	7,587	2.63	-496	-0.19
2006年	-	-	-	-	9,283	3.14	-336	-0.12

出所：表9の結果をもとに筆者推計。

輸出において、日墨 EPA は貿易への直接的な効果があったと推測される。

### 3. 貿易自由化以外の EPA の効果

日墨 EPA による貿易自由化以外の重要な効果や変化としては、EPA によって設置されたビジネス環境整備委員会での二国間協議を通じたメキシコのビジネス環境の改善、メキシコの政府調達への日本企業の参加、日墨間の物流の変化などがあげられる。

#### ビジネス環境

ビジネス環境整備については、日墨 EPA の第13章に明示的な規定がある。第136条でビジネス

環境整備に関する問題に取り組むために随時二国間協議の場を設けると定め、第137条で官民合同のビジネス環境整備委員会の設置を規定している<sup>19)</sup>。

ビジネス環境整備委員会の設置は次のような利点を生み出している。第1に、ビジネス環境整備委員会に問題を持ち込むことで、当該案件の政府担当部局との直接的な折衝が可能となる。とりわけ、メキシコの関係当局が複数存在し、それら間での協調や調整が必要となる場合に有効である<sup>20)</sup>。第2に、年1度の会合では、前年度の委員会で取り上げられた問題のレビューを行うことになっているため、日本政府、メキシコ政府ともに問題の進捗状況に関心を払わざるを得なくなる。第3に、委員会は、日本の民家部門とメキシコ政府との間での継続的な協議を続けるための人脈形成に役立つ。第4に、日本企業と在メキシコ日本大使館とのコミュニケーションも改善され、相互に協力しながらメキシコ政府に行動を促すことができるようになった。法律改正を伴うような大きな事案を取り扱うことはできないものの、二国間協議が可能な範囲の問題については、当委員会がメキシコでのビジネス環境を改善するための効果的なチャンネルを提供する場となっている。

当委員会での具体的な取組みとして、日本側は、メキシコの治安、出入国手続き、知的財産権、輸送インフラを中心としたインフラ、労働問題や燃料費等の競争力関連問題などの改善を求めてきた<sup>21)</sup>。現在、このビジネス環境整備委員会での二国間協議を通じて、メキシコシティー国際空港の治安の改善、米墨国境のオタイでの出入国手続きの改善・効率化、成田とメキシコシティーをつなぐ日墨間の直行便（日本企業が集積するティファナ経由）の運行などが実現している。

治安については、ティファナやメキシコシティーを中心にメキシコの治安が悪化する中、メキシコシティー国際空港で両替をした日本人を狙った強盗や空港や港と工場とを行き来する日本企業の輸送トラックの強盗・商品の盗難が頻発し、大きな問題となっていた<sup>22)</sup>。メキシコシティー国際空港では、2004年10月までは空港内を連邦警察が、空港外を市警察が担当し、相互の協調は図られていなかったのである。委員会での協議を通じて、両者が定期的に調整会議を開催し情報交換を行うとともに、特に問題の多い空港の両替所や駐車場周辺では共同で警備にあたるようになった結果、空港周辺での日本人・日本企業を対象とした被害件数は大幅に減少した。

出入国手続きについては、オタイなど米墨国境での出入国手続きの複雑さや国家移住庁職員の誤った理解から生じる出張者の訪問先の制限、対応の悪さ、不必要な招待状の提出要求、罰金の賦課などの問題が指摘されていた。2005年の委員会以降、入国管理カード（観光ビザ）取得に関する手続きの合理化、招待状の廃止、移民局の出張所の新設など、オタイ国境付近での出入国管理が大幅に改善された。また、混雑ゆえに輸送トラックがオタイ付近での国境を越えるのに3～4時間を要するのが現状である。2006年の委員会ですらに日本側は、ティファナ地域で生産され

19) 日本の民間部門からの参加者は、日本経団連、日本貿易振興機構（JETRO）、在メキシコ日本人商工会議所、そして日本マキラドーラ協会（JMA）などである。

20) 例えば、電気機器産業での輸出輸入の特恵的待遇のスキームについては、日墨関係強化に関心を示す製造産業管轄の重工業・電子機器部と日墨 EPA の通商交渉局が関与している。

21) メキシコ側からは、日本の農産品輸入の検疫などの改善が求められている。

22) このような治安の悪化に伴う防犯対策費用は、メキシコの日系企業の生産費を上昇させる。

た製品を国境で大幅な遅滞無く通関させるための第二ボーダーの早期開設を要求した。

他にも日本側は、裾野産業育成の必要性やティファナに最も近いエンセナダ港のインフラ改善の必要性などを主張した。実際、日本大使館、JETRO、メキシコ経済省、メキシコ電子・通信機械工業会、バハ・カリフォルニア州経済開発局傘下の部署などの働きかけによって、裾野産業候補企業とのビジネスマッチングも実施された。<sup>23)</sup>

逆にメキシコ側の要求に応じて実現したものもある。その一つが、成田とメキシコシティーをつなぐ日墨間の直行便（日本企業が集積するティファナ経由）の運行である。日本政府は当初名古屋との直行便を考えており、航空協定とEPAとは別物であると主張していた。しかし、当委員会でメキシコ政府から成田枠をEPA締結国に優先的に割り当てるべきだとの強い要請を受け、実際に成田との直行便に変更になった。トラック輸送を含めたメキシコでの治安、輸送トラックの国境越えに要する時間、日墨間を行き来するビジネスマンのアメリカでのトランジットに要する時間などを考えると、メキシコの日本企業にとってティファナ経由の成田メキシコシティー間の直行便運行のメリットは大きく、また、その結果としての彼らの競争力強化はメキシコにとっても大きなメリットとなる。

### 政府調達

EPAによって日本企業は、メキシコの政府調達の国際入札に参加することができるようになった。メキシコの政府調達については、メキシコ政府に加え、国営企業である電力庁（CFE）、石油公社（PEMEX）、社会保険庁（IMSS）などの案件も基本的に国内調達とされている。<sup>24)</sup>しかし、FTA/EPA加盟国には一定の条件のもとでメキシコの政府調達案件への国際入札を認めている。言い換えれば、FTA/EPA非加盟国にとっては国際入札への参加はほとんど不可能である。日墨EPAの締結によって遅ればせながら日本企業も欧米企業と同等の条件で国際入札に参加できるようになり、すでに日本企業が受注した大型の政府調達案件もある。三菱重工は、電力庁からパシフィコ発電所向けの超臨界圧石炭焚き火力発電設備（メキシコ国内最大規模）一式のフルターンキー契約を受注しており、2010年2月運転開始の予定である。

### 物流

前節で述べたように、日墨貿易については、アメリカ経由のものが比較的多い。とりわけ豚肉やアボガドなど主要な輸入農産品の多くは、アメリカにある日本の商社によってメキシコから輸入され、日本に輸出されていた。しかし、EPA発効以降、日本が輸出先として統計処理される

23) エンセナダ港は水深が浅く大型のコンテナ船が入ることができず、またドックの数も足りないため、ティファナの日本企業が部品中間財を輸入する際には、ロサンゼルス・ロングビーチ港を使って、メキシコ工場へトラック輸送することが多い。しかし、ロングビーチ港では混雑がひどく、港に着いてからメキシコの工場まで運ぶのに2週間近くかかることも少なくない。他の問題も含め、メキシコのビジネス環境についてはUrata, Kiyota, Ando, and Kachi (2005) が詳しい。

24) WTOにおいて政府調達協定は複数国間協定となっているため、その協定メンバーはWTO加盟国のごく一部に限られ、メキシコも非協定国である。

ケースが増えている。その理由の一つは、仮にアメリカ経由であっても EPA 関税を使うための原産地証明の取得を通じて、目的地が日本であることが判別できるようになったからである。輸入は原産地ベースだが、輸出は仕向地ベースで記録されるため、原産地証明がなければ最終目的地が日本であっても輸出先がアメリカとして統計処理されてしまう。また、EPA 締結によって、メキシコ企業が日本への直接輸出に興味を持つようになり、メキシコから日本へ直接輸出されるケースが増えたのも、日本が輸出先として統計処理されるケース増加の理由である。

#### 4. おわりに

本論文では、日星 EPA と日墨 EPA の経済効果について、現時点での事後評価を試みてきた。EPA による実質的な関税削減効果の詳細な分析やグラビティ・モデル推計分析を通じて、貿易・直接投資パターンと EPA の関係や貿易自由化の効果を検証し、さらには貿易自由化以外の側面での効果や変化についても議論してきた。

日星 EPA は、それまで WTO でしか自由化交渉しないという立場にあった日本にとって初の FTA であり、遅ればせながら日本も FTA の波に乗る第一歩を踏み出したという意味で、一定の存在意義があったと言える。しかし、日星 EPA による実質的な関税削減は少なく、EPA による直接的な貿易自由化の効果は限定的である。一方、日墨 EPA は、農業分野での実質的な貿易自由化を含むものとして日本にとって初の FTA である。現時点で貿易や投資においてある一定の効果が認められるが、EPA による貿易自由化の直接的な効果が顕著なのは、日本からメキシコへの完成車の輸出においてである。また、EPA によるビジネス環境整備委員会の設置とそこでの二国間協議を通じたメキシコのビジネス環境の改善やメキシコの政府調達における日本企業の参加なども EPA の重要な効果である。

今後の FTA/EPA の設計に際し、とりわけ MFN 関税の高い国との協定においては、段階的な関税削減の弊害を考慮すべきである。また、日本の EPA 関税を見ると、MFN 関税と同様に、農業分野の一部の品目を中心に、従価税に加え、従量税、従価税と従量税の組み合わせ、関税割当、季節関税、差額関税、国家貿易、段階的関税撤廃など、様々な課税方法の関税を組みあわせ、保護したい分野ほど複雑な関税体系を採用する傾向がある。さらに、特惠的な EPA 関税と MFN 関税の差である特惠マージンが小さく削減年数の長い段階的関税削減品目や、関税削減の対象としない例外品目も少なくない。やはり、よりシンプルでかつ貿易自由化水準が高く、活用しやすい EPA 関税の設計を目指すべきである。そして、とりわけ日本企業の進出が盛んな国との EPA においては、メキシコとの EPA におけるビジネス環境整備委員会のようなチャンネルを活用し、貿易自由化以外の側面も柔軟に盛り込んで戦略的に FTA を活用していくべきである。いかに貿易自由化の質が高く包括的な FTA を戦略的に締結・活用していけるかが、今後の日本の FTA 締結やその効果の鍵を握るだろう。

最後に、FTA/RTA とマルチでの貿易自由化について述べておきたい。RTA は当初の GATT による想定範囲をはるかに超えて、世界を覆い尽くしつつある。貿易自由化に限って言えば、当然



マルチでの自由化が望ましい。しかし、FTA/RTAがマルチでの貿易自由化を促進する場合もある。一方向的なMFN関税引き下げにかかる2004年10月30日と2006年8月29日のメキシコ官報によれば、MFN関税引き下げの主な理由は、製造業多国籍企業のメキシコからの引き上げを恐れたことである。FTA/EPAのもとでの低い特惠関税で多くのものが輸入されるようになる一方で、かなりの部品中間財はメキシコとFTA/EPAを結んでいない東アジア諸国から輸入されている。したがって、メキシコが締結しているFTAによって利益を得ているのは国内生産者というよりは輸入者であり、生産企業がもっと原材料を安く入手できる国に移転しかねない、と考えたのである。言い換えれば、FTA/RTAの発展を通じて貿易の自由化が進むことによって、マルチでの貿易自由化を促進することもあり得るのである。

#### 参 考 文 献

- Ando, M (2007) "Impacts of Japanese FTAs/EPAs: Preliminary Post Evaluation" *The International Economy* No.11., 57-83
- Ando, M. and F. Kimura (2007) "Japanese FTA/EPA Strategies and Agricultural Protection," *KUMQRP Discussion Paper* No. 2006-024.
- Ando, M. and S. Urata (2007) "The Impacts of East Asia FTA: A CGE Model Simulation Study," *Journal of International Economic Studies* Vol. 11 No. 2.
- Frankel, J. A. (1997) *Regional Trading Blocs in the World Economic System*, Washington D.C., Institute of International Economics.
- Fukao, K., T. Okubo, and R.M.Stern (2003) "An Economic Analysis of Trade Diversion under NAFTA," *North American Journal of Economics and Finance*, 14. 3-24.
- Hufbauer, G. C. and J. J. Schott (1992) *Prospects for North American Free Trade*, Washington. D.C., Institute for International Economics.
- (1993) *NAFTA: An Assessment*, Washington. D.C: Institute for International Economics.
- (2005) *NAFTA Revisited: Achievements and Challenges*, Washington D.C.: Peterson Institute of International Economics.
- Japan External Trade Organization (JETRO) (2006a) *JETRO White Paper on Trade and Investment 2006*, Tokyo: JETRO.
- (2006b) *JETRO Report on the Impacts of the Japan-Mexico EPA in the First Year*, Available at the JETRO website.
- Krueger, A.O. (1999) "Trade Creation and Trade Diversion Under NAFTA," *National Bureau of Economic Research Working Paper* No.7429.
- Krueger, A.O. (2000) "NAFTA's Effects: A Preliminary Assessment," *The World Economy*, 23. 761-771.
- Rauch, J. E. (1999) "Networks versus Markets in International Trade," *Journal of International Economics*, 48 (1). 7-35.
- Urata, S., K. Kiyota, M. Ando, and A. Kachi (2005) *A Survey on Impediments to Trade and Foreign Direct Investment between Latin America and East Asian Countries*, Tokyo: Japan Institute of International Affairs (JIIA).
- Sazanami, Y., S. Urata, and H. Kawai (1995) *Measuring the Costs of Protection in Japan*, Washington. D. C: Institute for International Economics.
- 片岡剛・久野新 (2003) 「貿易保護のコスト試算」UFJ Institute Report 8 (2)
- 木村福成・安藤光代 (2002) 「自由貿易協定と農業問題」『三田経済雑誌』第95巻第1号, pp.111-137.
- 久野新・木村福成 (2007) 「日本の経済連携協定における貿易自由化水準の評価—方法的論的課題と部門産業別強化—」慶應義塾大学経商連携 COE ディスカッションペーパー No. 2007-002.